

すまいとエスクロークラブとは

株式会社ERIソリューションは、「すまいとエスクロークラブ」という新しいサービスを開始し、建築エスクロー制度、住宅金融および住宅の建築に関わる情報を中心に有益な情報を積極的に提供していきます。

運営規則

第1条(総則)

株式会社ERIソリューション(以下「すまいと」という)が設立する「すまいとエスクロークラブ」(以下「本クラブ」という)の運営に関して本規則を定める。

第2条(目的)

本クラブは、エスクロー制度(建築資金出来高支払管理制度)の普及により、消費者が住宅建築を、便利にそして安心して工務店に依頼することをサポートし、建築主と工務店及び協力会社との取引の安定化を目指すと同時に、完成保証、瑕疵保証が付保された優良な住宅の建設を促進することを目的とする。

第3条(事務局)

本クラブの事務局はすまいとに置く。

第4条(本クラブの提供するサービス)

1. 本クラブは以下のサービスを提供する。

- ① 会報の送付:「住宅ローン情報」「建築基準法の改正情報」等の会報の定期的な送付
- ② 本クラブが提携する各保証団体への登録手続きの簡便化

本クラブと提携する保証団体と保証制度一覧(2012年4月1日現在)

住宅保証機構株式会社 エスクロー連動型住宅完成保証制度

2. 上項のほかにサービスを行う際は、会員に随時告知を行う。

3. 本クラブの会費は無料とする。有料のサービスを提供する場合は、クラブ会員に告知の上、利用の度に了解を得る。

会員規則

第1条(総則)

株式会社ERIソリューション(以下「すまいと」という)が設立する「すまいとエスクロークラブ」(以下「本クラブ」という)が平成18年7月1日付制定のクラブ運営規則(以下「運営規則」という)に基づいて提供する会報の送付等のサービス(以下「本サービス」という)を受けられるクラブ会員(以下「クラブ会員」という)の入退会並びに本サービスの利用等に関して本規約を定める。

第2条(会員)

1. 本クラブの会員は本クラブの趣旨に賛同し消費者と良好な関係を保ち、以下のいずれかの項目を満たす個人または法人とする。

- ① 建築主と工事請負契約もしくは設計監理業務委託契約を締結し、建築に関わる業務に従事していること
- ② 不動産の開発、仲介、売買に関わる業務を行っていること

2. 本クラブが会員として不適当と判断した場合は入会の承認を行わない場合があることを予め入会申込者は了承するものとする。

3. 会員の種類は必要に応じて定めるものとし、そのサービスの利用等に関して別途会員規約を定める。

第3条(入会・退会・その他)

1. 本クラブ入会手続きは以下のように行う。

- ① 規定のすまいとエスクロークラブ入会申込用紙に記入のうえ、すまいとに提出する。
- ② すまいとより送付されるエスクロー制度に関わる説明書の内容を理解のうえ、書類を返信する。

2. 本クラブは、クラブ会員の名簿を作成し、公開する。

3. 本クラブ会員の登録内容に変更があった場合は、クラブ会員は速やかにすまいとに変更を連絡する。

4. 退会 クラブ会員より退会の所定の手続きがあれば速やかに退会手続きが行なわれる。

5. 会員資格の抹消

以下の項目に該当する事実若しくはその恐れがあるクラブ会員に対して事前の通知なく会員資格を抹消することができる。

- ① すまいと、本クラブ、他の会員又は第三者に対して迷惑や不利益を与える行為(ホームページ上の掲示板等における不適切な書き込みを含む)
- ② 本規約のいずれかに違反する行為

6. 運営規則の変更 本規則はすまいとが必要と認めた場合は改定又は廃止することができる。

7. システムの保守点検・更新を行う場合及び天災・事故等並びに技術上・運用上の理由によりサービスの継続が困難となった場合は本サービスの一部もしくは全部を一時中断または停止することがあることを会員は予め了承するものとする。

第4条(その他)

本規約は本クラブが必要と認めた場合は改定又は廃止することができる。

以上

2012年4月1日改定

2011年9月1日改定

2007年9月10日改定

2006年7月31日制定

(株)ERIソリューション すまいと・コンシューマー事業部 〒107-0052 東京都港区赤坂8-10-24

Tel (03) 5775-5209 Fax (03) 3475-3732 URL <http://www.sumaito.com>